

年度末が近づいてきました

催告書

# 督促状や催告書はとどいていませんか？

町では町税等に未納がある方に「督促状」や「催告書」をお送りしています。「催告書」が届いている方には、本税のほかに延滞金が発生しているかもしれません。法に基づき「給料」および「預貯金」などの財産調査を行い、「差押」など滞納処分を行うことがありますので、急ぎ納付をお願いします。

## ▶ 給料など財産の調査を積極的に行います

勤務先に給与の額を照会したり、銀行など金融機関に預金の照会も行います。

令和6年度財産調査実績(令和6年12月末日現在)	
給料	61件
預貯金	175,006件
その他	1,861件



## ▶ もし差押を受けたら・・・

給料などの差押を受けると、会社が支払う給料の内から強制的に町に送金されますので、ご自身の手元に来る金額が減ります。金融機関の口座を差し押さえた場合には、口座残高から差し押さえた額が町に送金されます。

また、一度差押になると納めていない町税を全額納付するか、差し押さえた額と同等の財産を提供しない限り解除になることはありません。

令和6年度差押調査実績(令和6年12月末日現在)	
給料	2件
預貯金	71件
その他	20件



▶ マイカーのタイヤがロックされることも

督促状や催告書が届いた場合、速やかな納税が困難な理由がある場合は、必ず税務課にご連絡ください。

問 税務課 収納係 ☎ 72-7010・72-8831

## 軽自動車の廃車は3月中に

種類	具体例	届出窓口
原動機付自転車 小型特殊自動車	125ccまでの 二輪車・トラクター コンバインなど	益子町税務課 72-8832
二輪小型自動車 二輪軽自動車	125cc超の二輪車	栃木運輸支局 050-5540-2019
軽自動車	660cc以下の 三輪・四輪自動車	軽自動車検査協会 栃木事務所 050-3816-3107



**軽自動車税は、4月1日現在の所有者に1年分が課税になります。**使用していない車両(バイクなど)がある場合には、3月31日までに左記の届出窓口で廃車の手続きをしてください。

問 税務課 町民税係 ☎ 72-8832